

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年9月10日提出
【計算期間】	第12期(自 2018年6月16日至 2019年6月17日)
【ファンド名】	ノムラ新興国株ファンズ Aコース(野村SMA向け) ノムラ新興国株ファンズ Bコース(野村SMA向け)
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O 兼代表取締役社長 中川 順子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目 12番 1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目 12番 1号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、SMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)に係る契約に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。

新興国 の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指し運用を行ないます。

運用にあたっては、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが行なう投資信託証券の評価等による助言に基づき、定性評価、定量評価等を勘案し、新興国の株式の運用において優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。

Aコース…実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

Bコース…実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

新興国とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

各ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券は、ファミリーファンド方式 で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

指定投資信託証券の名称については、後述の「2 投資方針 (2)投資対象」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。

#### 信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

#### <商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(ノムラ新興国株ファンズ Aコース(野村SMA向け))

#### 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内 海外	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合
追加型	内外	

#### 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))		アフリカ		
資産複合 ( )		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

（ノムラ新興国株ファンズ Bコース（野村SMA向け））

#### 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型  追加型	国 内	株 式
	海 外	債 券
内 外	不動産投信	
	その他資産 ( )	
資産複合	（ ）	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ( )
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	中南米	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	その他 ( )	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ( )		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異

なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

#### <商品分類表定義>

##### [単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### [投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## [ 独立した区分 ]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

## [ 補足分類 ]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

## &lt;属性区分表定義&gt;

## [ 投資対象資産による属性区分 ]

## 株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

## 債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

## [ 決算頻度による属性区分 ]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[ 投資対象地域による属性区分(重複使用可能) ]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[ 投資形態による属性区分 ]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[ 為替ヘッジによる属性区分 ]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[ インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 ]

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[ 特殊型 ]

(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

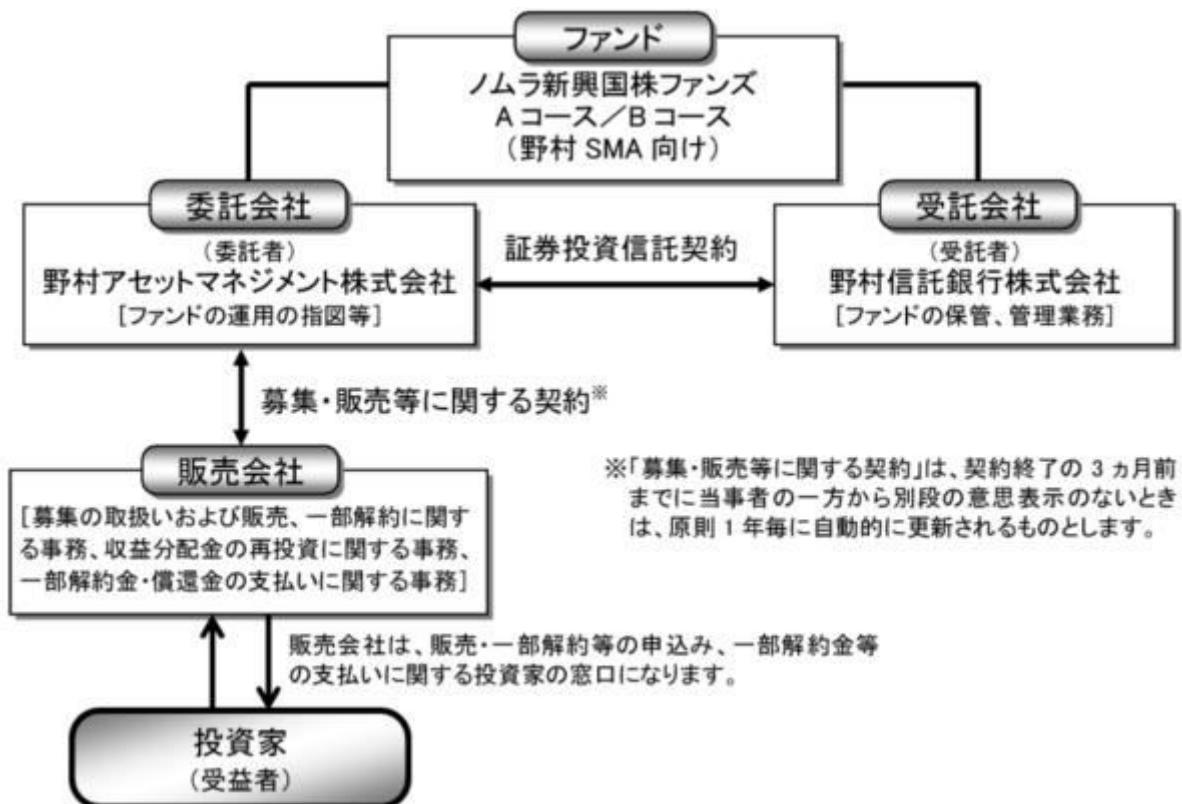
(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

( 2 ) 【 ファンドの沿革】

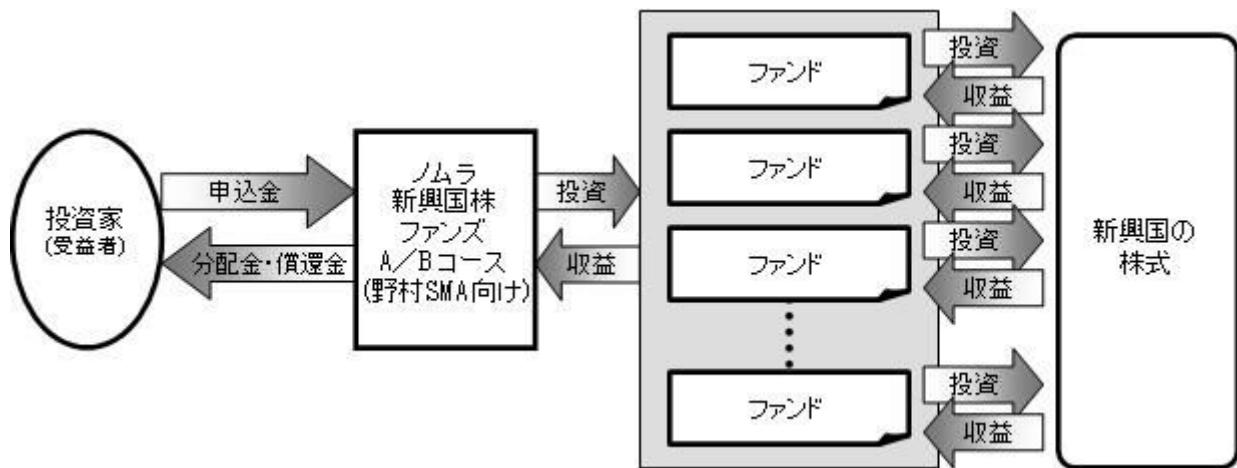
2007年10月30日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

( 3 ) 【 ファンドの仕組み】



### ファンド・オブ・ファンズについて

各ファンドは複数の投資信託（ファンド）への投資を通じて、実質的に新興国の株式に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。



各ファンド・オブ・ファンズが主要投資対象とする各証券投資信託の運用の方針等については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (参考)指定投資信託証券について」をご参照ください。  
分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。

#### 委託会社の概況(2019年7月末現在)

- 名称

野村アセットマネジメント株式会社

- 本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

- 資本金の額

17,180百万円

- 会社の沿革

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

- 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

## 2 【投資方針】

### ( 1 ) 【投資方針】

[1]信託財産の長期的な成長を目標に運用を行ないます。

新興国の株式市場のパフォーマンスを中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行ないます。

[2]野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（「NFR&T」という場合があります。）が行なう投資信託証券の評価等による助言に基づき、定性評価・定量評価等を勘案し、新興国の株式の運用において優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行ないます。

投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。

なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

[3]投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への投資を通じて、実質的な株式（当該投資信託証券が実質的に保有する株式を勘案します。）の組入れが高位となるよう投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。ただし、設定当初や組入投資信託証券の動向、資金動向、市況動向等によっては、このような運用ができない場合があります。

[4]「Bコース」はMSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）<sup>1</sup>をベンチマークとします。なお、「Aコース」についてはMSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジベース）<sup>2</sup>を参考指標とします。

1 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）」は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

2 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジベース）」は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（ドルベース）をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

\* ベンチマークまたは参考指標の計算にあたっては、委託会社において、ファンドにおける組入資

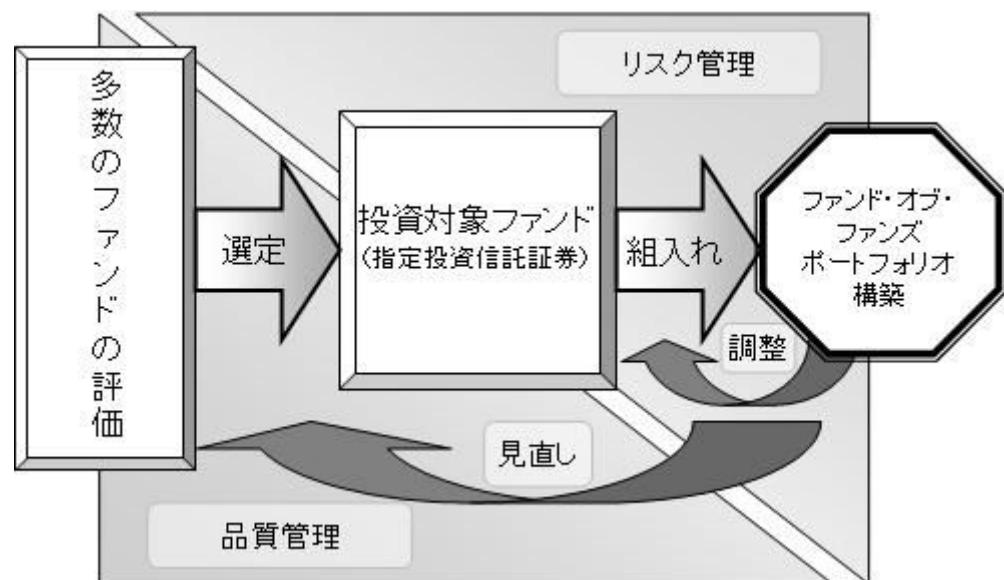
産・為替の評価時点に合わせて計算を行ないます。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（ドルベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

[5]投資対象ファンドの選定やポートフォリオ構築に際しては、定性評価を重視し、ファンド間の投資手法の違いにも着目して、幅広い収益機会を追求できるよう、配慮します。

[6]投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質の維持・向上を目指します。  
運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいます。

#### [ファンド・オブ・ファンズの運用プロセス(イメージ図)]



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(参考)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーの概要

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)は、投資信託、年金運用機関、オルタナティブ(代替)投資商品など、様々な運用商品・運用機関の分析・評価を主たる業務とする、野村グループの投資顧問会社です。

## ( 2 ) 【投資対象】

新興国の株式に実質的に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

各ファンドは、主として、新興国の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資します。

なお、デリバティブの直接利用は行いません。

各ファンドが投資する新興国の株式に実質的に投資する投資信託証券については、外貨建資産の為替ヘッジ方針について、各々以下のものに限定することを基本とします。

### [Aコース]

実質的な外貨建資産については為替ヘッジ(先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。)を行なうことを基本とするもの。

実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託または当該投資信託が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円での為替ヘッジ(先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。)を行なうことを基本とするもの。

上記に類するもの。

### [Bコース]

実質的な外貨建資産については為替ヘッジを行なわないことを基本とするもの。

上記に類するもの。

各ファンドは、各々以下に示す投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

Aコースの指定投資信託証券	Bコースの指定投資信託証券
ノムラ・アカディアン新興国株ファンドF (適格機関投資家専用)	ノムラ・アカディアン新興国株ファンドFB (適格機関投資家専用)
GIMエマージング株式フォーカスF (適格機関投資家専用)	GIMエマージング株式フォーカスFB (適格機関投資家専用)
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国株式FC <外国籍投資信託>	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国株式FD <外国籍投資信託>
ジュピターグローバル新興国株アンコンストレイ ンド型 (為替ヘッジあり) * <外国籍投資法人> *為替ヘッジありは「F」に該当	ジュピターグローバル新興国株アンコンストレイ ンド型 (為替ヘッジなし) * <外国籍投資法人> *為替ヘッジなしは「FB」に該当

上記は2019年9月10日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。

上記指定投資信託証券は新興国の株式を実質的な投資対象とする指定投資信託証券であり、同一行にある指定投資信託証券（例えば「ノムラ・アカディアン新興国株ファンドF」と「ノムラ・アカディアン新興国株ファンドFB」）は、為替ヘッジ方針が異なるのみで、その他の実質的な運用方針は基本的に同一のものです。

これら二つの指定投資信託証券をまとめて、例えば「ノムラ・アカディアン新興国株ファンドF / FB」と表記する場合があります。

為替ヘッジ、収益分配方針については以下の通りとなります。

	Aコース	Bコース
	為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
分配なし	F	FB
分配あり	FC	FD

#### 投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

- . 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ハ . 金銭債権（イ及び□に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2 . 次に掲げる特定資産以外の資産

イ . 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1 . コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2 . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3 . 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 4 . 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1 . 預金
- 2 . 指定金銭信託（上記「(2)投資対象　有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
- 3 . コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、関係法人、信託報酬等について、2019年9月10日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです(個別に時点の記載がある場合を除きます。)。

今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

国内籍の指定投資信託証券の販売会社は、全て野村信託銀行株式会社となっております。

外国籍の指定投資信託証券については、管理事務代行会社等を通じて売買の申込み等を行ないます。

以下の点につきましては、全ての指定投資信託証券に共通となっています。

申込手数料はかかりません。

投資の基本方針のうち<収益分配方針>につきましては、以下の通りです。

[各F / FB]

- ・運用による収益は、期中に分配を行なわず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

[各FC / FD]

- ・各投資信託証券により異なります。

詳しくは、各投資信託証券の「(E)投資方針等 (4)収益分配方針」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の委託会社等の概要については、後述の「指定投資信託証券の委託会社等について」をご参照ください。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

## ノムラ・アカディアン新興国株ファンドF/FB（適格機関投資家専用）

### (A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラ・アカディアン新興国株ファンド マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）に実質的に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

ノムラ・アカディアン新興国株ファンドF（「F」といいます。）はMSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み・円ヘッジベース）<sup>1</sup>を参考指標とします。また、ノムラ・アカディアン新興国株ファンドFB（「FB」といいます。）はMSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み・円換算ベース）<sup>2</sup>をベンチマークとします。

1 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み・円ヘッジベース）」は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み・円換算ベース）」は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラ・アカディアン新興国株ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

### (B) 信託期間

無期限（2009年9月3日設定）

### (C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシー

### (D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年1.188%（税抜年1.10%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

## (E)投資方針等

### (1)投資対象

新興国の株式(DR(預託証書)を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。

### (2)投資態度

株式への投資にあたっては、複数のファクターを用いた定量評価モデル等により個別銘柄を評価し、売買コスト等を勘案した最適化を行ないポートフォリオを構築します。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ(先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。)により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、代替ヘッジによる為替変動リスクの低減の効果が小さいあるいは得られないと判断した通貨については、為替ヘッジを行なわない場合があります。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## GIMエマージング株式フォーカスF / FB (適格機関投資家専用)

### (A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるGIMエマージング株式フォーカス・マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券への投資を通じて、主として世界の新興国<sup>\*1</sup>で上場または取引されている株式に投資することによって信託財産の中長期的な成長を目指します。

また、投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券<sup>\*2</sup>を用いた投資も行います。

\*1 新興国とは、マザーファンドの運用の外部委託先が、国内経済が成長過程にあると判断する国です。例えば、ベンチマークの構成国がそれに該当します。

\*2 預託証券とは、ある国の企業の株式を国内の別市場または国外で流通させるために、その株式を銀行等に預託し、預託を受けた銀行等が株式の代替として発行する証券のことといいます。預託証券は、主に先進国の有価証券が取引される市場で取引されます。

マザーファンドは、株式の組入比率には制限を設けず、原則として株式の組入比率は高位に保ち<sup>\*</sup>、積極的な運用を行います。

\*経済事情や投資環境の急変等が起きた場合は、一時的に株式の組入比率を落としキャッシュ比率を高める場合があります。

GIMエマージング株式フォーカスF(以下「F」といいます。)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、為替ヘッジあり、円ベース)<sup>1</sup>を参考指標とし、GIMエマージング株式フォーカスFB(以下「FB」といいます。)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)<sup>2</sup>をベンチマークとします。

1 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、為替ヘッジあり、円ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、米ドルベース)を委託会社にて米ドルの対円為替ヘッジにかかる費用相当分を考慮して円ヘッジベースに換算したものです。

2 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

各ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

## (B)信託期間

無期限(2006年1月25日設定)

## (C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
Fおよび マザーファンドの 投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

#### (D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率1.0044%（税抜0.93%）を乗じて得た額とします。なお、Fおよびマザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.0216%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間324万円（税抜300万円）を上限とします。）を信託財産から支払います。

#### (E) 投資方針等

##### (1) 投資対象

世界の新興国で上場または取引されている株式を主要投資対象とします。

投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券を用いた投資も行います。

##### (2) 投資態度

世界の新興国で上場または取引されている株式の中から収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に主として投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券を用いた投資も行います。

マザーファンドの運用およびFの為替ヘッジの運用の指図に関する権限をJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに委託します。

J.P.モルガン・アセット・マネジメント のネットワークを用いて、現地のポートフォリオ・マネジャーによるボトムアップ・アプローチにより継続的に利益成長の期待できる割安な銘柄の発掘を行います。実際のポートフォリオの構築にあたってはJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに所属する「エマージング・マーケット・アンド・アジア・パシフィック・エクイティーズ・チーム」のポートフォリオ・マネジャーが投資判断を行います。

J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

原則として、Fは、実質組入外貨建資産については、直接ヘッジおよび米ドル等の主要通貨を用いて間接的に為替ヘッジを行い、為替変動リスクを抑えます。FBは原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。

### (3) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券は除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引を行う場合(マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。)は、デリバティブ取引による投資についてのリスク量(以下「市場リスク量」といいます。)が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式(バリュー・アット・リスク方式)による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポートジャー」、「債券等エクスポートジャー」および「デリバティブ等エクスポートジャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

## ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国株式FC/FD

### (A) ファンドの特色

ファンドは、新興国の株式(DR(預託証書)を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国株式の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国株式FC(「FC」といいます。)は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ヘッジベース)

<sup>1</sup> をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国株式FD(「FD」といいます。)は、MSCI エマージング・

マーケット・インデックス(円換算ベース)<sup>2</sup> をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

<sup>1</sup> 「MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ヘッジベース)」は MSCI Emerging Markets Index(US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

<sup>2</sup> 「MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)」は、MSCI Emerging Markets Index(US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

### (B) 信託期間

無期限(2011年9月1日設定)

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
管理事務代行会社	

**副投資顧問会社**

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Schroder Investment Management Limited

上記の副投資顧問会社は、2019年8月末現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

**(D) 管理報酬等**

信託報酬は純資産総額の0.90%(年率)とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

**(E) 投資方針等**

## (1) 投資対象

新興国の株式(DR(預託証書)を含みます。)を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

新興国の株式(DR(預託証書)を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、新興国株式の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国株式の運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

FDの外貨建資産については、原則としてMSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。ただし、該当通貨での為替ヘッジが困難である場合、先進国通貨による代替ヘッジを行う場合があります。また、代替ヘッジによるリスク低減効果が小さい場合には、為替ヘッジを行わない場合があります。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## (4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

## ジュピターグローバル新興国株アンコンストレインド型(為替ヘッジあり)<sup>\*1</sup> / (為替ヘッジなし)<sup>\*2</sup>

\*1はFに該当(以下、「F」と記載)、\*2はFBに該当(以下、「FB」と記載)

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、新興国の株式等(上場優先証券などの株式関連証券を含みます)を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。「新興国の株式等」とは、新興国に所在地がある企業や、主な経済活動を新興国で行なう企業が発行する株式等を指します。

投資顧問会社は、原則として、独自のボトムアップ・アプローチによって、株価の割安度や成長性などの観点から厳選した銘柄に投資します。ベンチマークの構成銘柄を意識した運用は行いません。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のルクセンブルグ籍外国投資法人です。

**(B) 信託期間**

無期限(2017年8月24日設立)

**(C) ファンドの関係法人**

関係	名称
投資顧問会社	ジュピター・アセット・マネジメント・リミテッド
管理会社	ジュピター・アセット・マネジメント・インターナショナル エス・エー
保管受託銀行	ジェー・ピー・モルガン・バンク・ルクセンブルグ エス・エー
管理事務代行会社	

**(D) 管理報酬等**

信託報酬は純資産総額の0.76% (年率)とします。信託財産留保額はありません。

上記の他、ファンドは、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、借入金の利息等を負担します。

**(E)投資方針等**

## (1)投資対象

新興国の株式等(上場優先証券などの株式関連証券を含みます)を主要投資対象とします。

## (2)投資態度

新興国の株式等(上場優先証券などの株式関連証券を含みます)を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

独自のボトムアップ・アプローチによって、株価の割安度や成長性などの観点から厳選した銘柄に投資します。

指數の構成銘柄を意識した運用は行いません。

Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ(先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。)により為替変動リスクの低減を図ります。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブを利用する場合があります。

## (3)主な投資制限

非上場株式やその他の譲渡可能証券への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新興国以外の企業の発行する株式等への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

**ベンチマークまたは参考指標について**

新興国の株式に実質的に投資する指定投資信託証券のうち、各Fは、各インデックスの円ヘッジベースの指數(各委託会社がヘッジコストを考慮して円換算した指數)を、各FBは、同円換算ベースの指數(各委託会社が日々の為替レートを乗じて円換算した指數)をベンチマークまたは参考指標とします。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み)(MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み))の円ヘッジベースおよび円換算ベースの指數は、MSCIが開発したMSCI Emerging Markets Indexのドルベースの指數を、各委託会社が上記に従い円ベースに換算した指數です。MSCIが開発したこれらの指數に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

**指定投資信託証券の委託会社等について**

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下の通りです。

1959年12月1日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997年10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000年11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

**JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社**

1971年	ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設
1985年	ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は1987年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
1990年	ジャーディン・フレミング投信株式会社設立
1995年	ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン・フレミング投信・投資顧問株式会社となる。
2001年	ジー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更
2006年	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2008年	JPモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

**グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー**

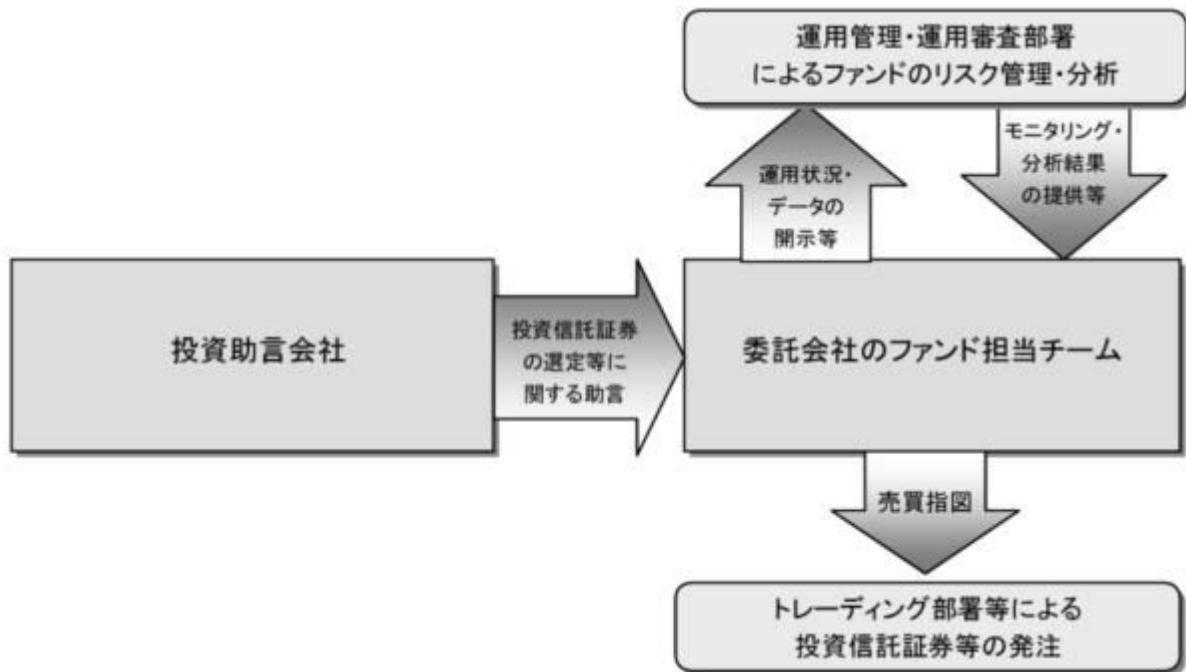
1998年	会社設立
-------	------

**ジュピター・アセット・マネジメント・インターナショナル エス・エー**

2018年3月29日	会社設立
------------	------

**( 3 ) 【運用体制】**

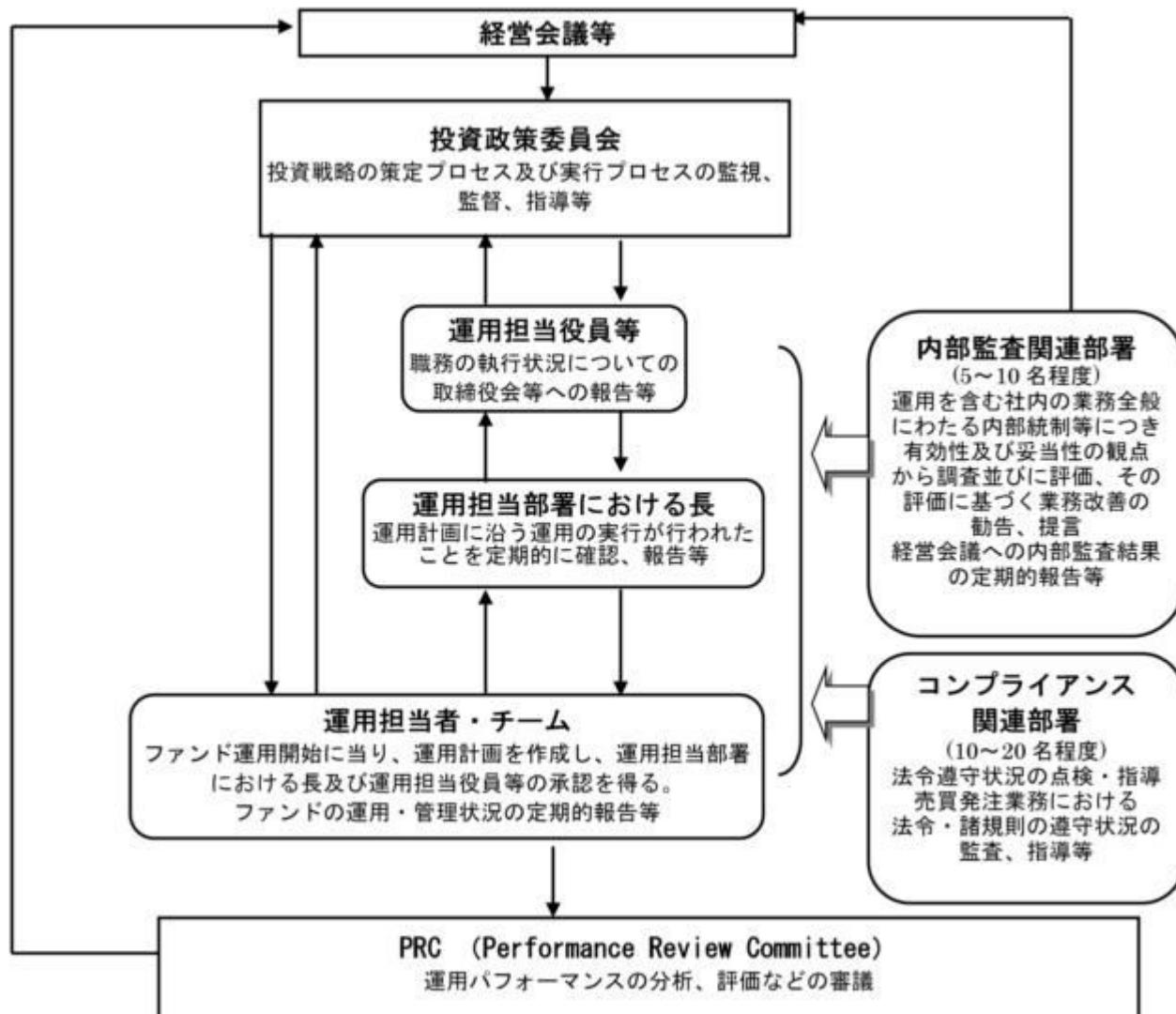
ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りで

す。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受

け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

#### （4）【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## ファンドの決算日

原則として毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

## 分配金のお支払い

分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## （5）【投資制限】

### 各ファンドに共通

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

デリバティブの使用(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の実質的な利用は行ないません。

公社債の借入れ(約款第20条)

( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができま  
す。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供  
の指図を行なうものとします。

( )上記( )の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とし  
ます。

( )信託財産の一部解約等の事由により、上記( )の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の  
純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れ

た公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

( )上記( )の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### 資金の借入れ(約款第26条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ( )収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

( )借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

### 3 【投資リスク】

#### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用に

による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### [株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

#### [為替変動リスク]

「Bコース」が投資対象とする投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資対象とする新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

「Aコース」が投資対象とする投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とするもの、または原則として実質組入外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行ない為替変動リスクの低減を図ることを基本とするもの等に限りますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

一部の通貨においては為替ヘッジの手段がない等の理由から為替ヘッジを行なわない場合や、一部の投資信託証券においては実際のポートフォリオの通貨配分と対円での為替ヘッジの通貨配分が異なる場合があり、その異なる部分は為替変動の影響を直接的に受けることになります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドのベンチマークおよび参考指数は、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークおよび参考指数に対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

ファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金の各受け付けを取り消す場合があります。

店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響をうけ、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンダの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比

べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

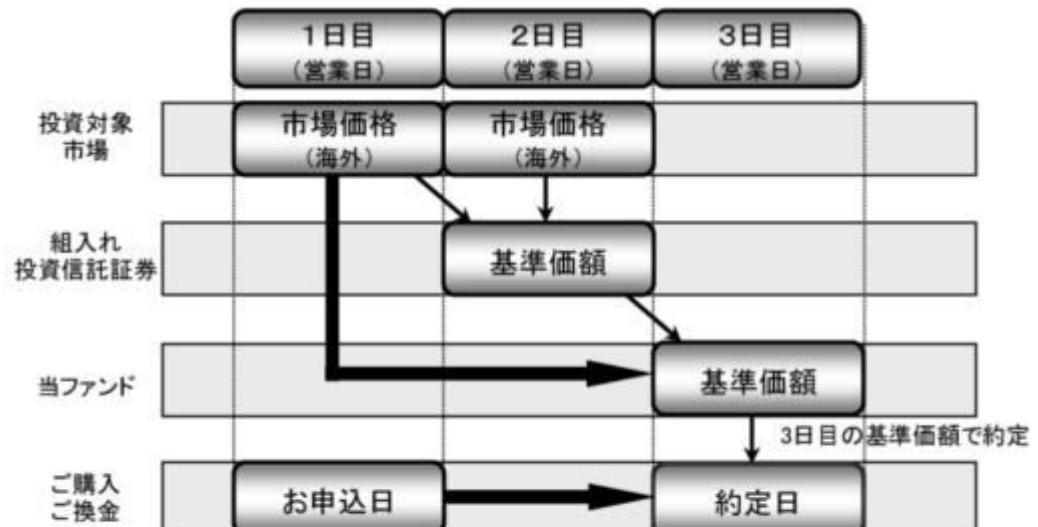
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

#### ノムラ新興国株ファンズ Aコース/Bコース（野村SMA向け）に関する留意点

- ・ファンドが投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資法人を除き、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社またはノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーとなっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、この場合の申込手数料は無手数料となっております。
- ・ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、下図の通り一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映される場合がありますので、ご留意ください。

<基準価額の算出イメージ図>



約定日(3日目)の基準価額(約定価額)は、原則として、組入投資信託証券によってお申込日(1日目)またはお申込日の翌営業日(2日目)の市場価格を反映したものです。

なお、国内外の祝日等は考慮しておりません。

## 委託会社におけるリスクマネジメント体制

### リスク管理関連の委員会

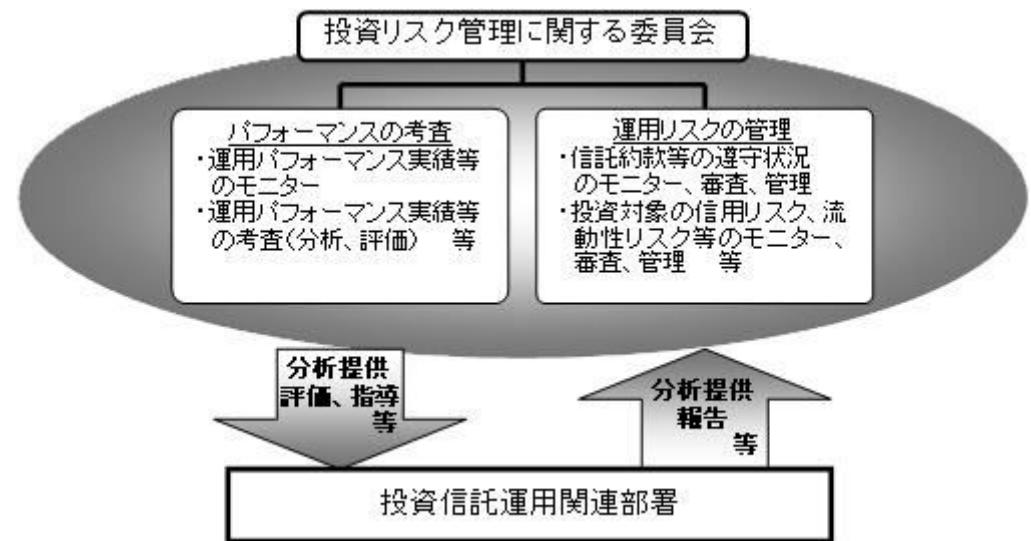
#### パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

#### 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

## リスク管理体制図



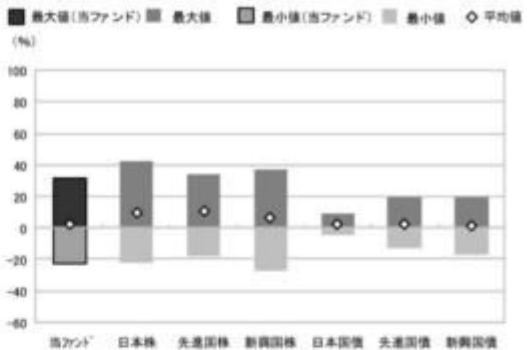
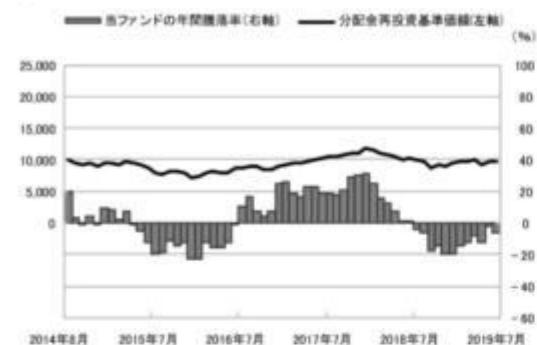
投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

## リスクの定量的比較

(2014年8月末～2019年7月末：月次)

（ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移）　（ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較）

## ●Aコース



\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年8月末を10,000として指数化しております。

\* 年間騰落率は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

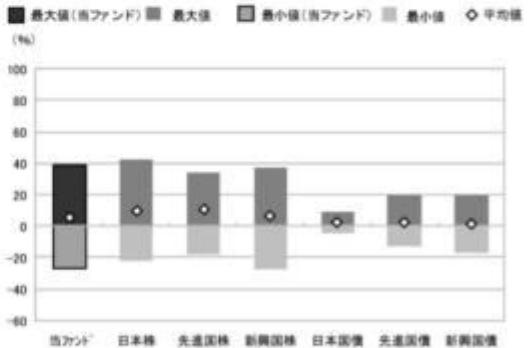
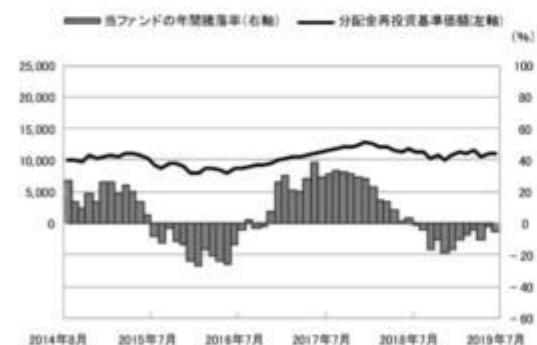
\* 2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したもので

す。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## ●Bコース



## &lt;代表的な資産クラスの指標&gt;

- 日本株: 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債: NOMURA-BPI国債
- 先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)
- 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

## ■代表的な資産クラスの指標の著作権等について■

○東証株価指数(TOPIX)(配当込み)…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指標の算出、指數値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)…MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債…NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに關して一切責任を負いません。

○FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)…FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)…「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指標」とよびます)についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関する何らかの商品の価値や種類を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることができます。また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJP Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)、「指標スパンサー」は、指標に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指標に運動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スパンサーに帰属します。

JPMSLLCはNASD、NYSE、SPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSL, J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名稱です。

(出所: 株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

## 4 【手数料等及び税金】

### ( 1 ) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

### ( 2 ) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

### ( 3 ) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の59.4<sup>1</sup>（税抜年10,000分の55）の率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分は次の通り（税抜）とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年10,000分の47	年10,000分の5	年10,000分の3

1 2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、年10,000分の60.5となります。

この他に各ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

(参考) ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬

指定投資信託証券の名称	信託報酬率(税抜・年率)
ノムラ - アカディアン新興国株ファンドF / FB	1.10%

GIMエマージング株式フォーカスF / FB	0.93%
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国株式FC / FD	0.90%
ジュピターグローバル新興国株アンコンストレインド型（為替ヘッジあり）／（為替ヘッジなし）	0.76%

\* 国内籍投資信託の税込の信託報酬率については「(参考) 指定投資信託証券について」の「管理報酬等」をご参照ください。

上記の信託報酬率は、2019年9月10日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

国内籍投資信託の場合、上記の他、監査費用等の費用も別途かかります。また、外国籍投資信託の場合、ファンドによっては上記の他、受託会社、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、設立費用、監査費用等の費用も別途かかる場合、報酬額等に年間の最低金額が定められている場合があります。なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「(参考) 指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値
1.55% ± 0.10%程度 <sup>2</sup>

2 2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合も同様です。

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、2019年9月10日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

#### 支払先の役務の内容

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
--------	--------	--------

ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
--	--	-----------------------------

#### ( 4 ) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額はファンドから支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

\* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

#### ( 5 ) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)

15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>(注2)</sup>	《配当所得》
• <u>特定公社債</u> <sup>(注1)</sup> の利子 • <u>公募公社債投資信託</u> の収益分配金	<u>特定公社債</u> 、 <u>公募公社債投資信託</u> 、 <u>上場株式</u> 、 <u>公募株式投資信託</u> の • 譲渡益 • 譲渡損	• 上場株式の配当 • <u>公募株式投資信託</u> の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありま

せん。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 換金（解約）時および償還時の課税について

##### [個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

##### [法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### 個別元本について

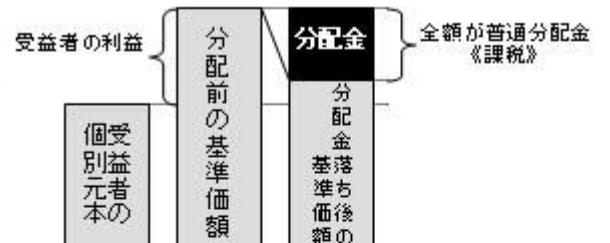
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

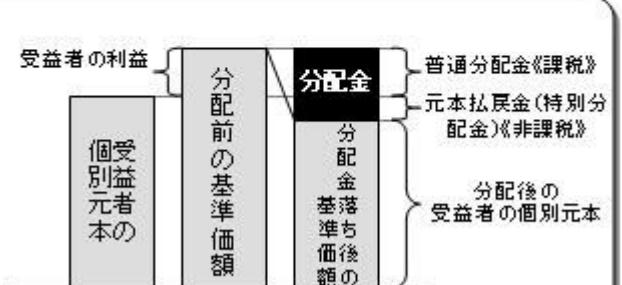
#### 分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

- ①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。



- ②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2019年7月末現在）が変更になる場合があります。

## 5【運用状況】

以下は2019年7月31日現在の運用状況であります。  
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1)【投資状況】

ノムラ新興国株ファンズ Aコース（野村SMA向け）

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	116,546,853	54.86
	ルクセンブルグ	46,738,277	22.00
	ケイマン諸島	46,548,432	21.91
	小計	209,833,562	98.78
現金・預金・その他資産(負債控除後)		2,590,854	1.21
合計(純資産総額)		212,424,416	100.00

### ノムラ新興国株ファンズ Bコース(野村SMA向け)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	310,912,651	55.44
	ルクセンブルグ	120,569,112	21.50
	ケイマン諸島	123,575,550	22.03
	小計	555,057,313	98.98
現金・預金・その他資産(負債控除後)		5,705,442	1.01
合計(純資産総額)		560,762,755	100.00

### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

### ノムラ新興国株ファンズ Aコース(野村SMA向け)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	ノムラ - アカディアン新興国株ファンドF(適格機関投資家専用)	4,078	16,878	68,828,484	17,198	70,133,444	33.01

2	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	ジュピターグローバル新興国株アンコンストレインド型（為替ヘッジあり）	5,911	7,675	45,366,925	7,907	46,738,277	22.00
3	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国株式FC	3,969	11,204	44,468,676	11,728	46,548,432	21.91
4	日本	投資信託受益証券	GIMエマージング株式フォーカスF（適格機関投資家専用）	2,527	17,684	44,687,468	18,367	46,413,409	21.84

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.78
合 計	98.78

#### ノムラ新興国株ファンズ Bコース（野村SMA向け）

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	ノムラ - アカディアン新興国株ファンドFB（適格機関投資家専用）	8,708	20,873	181,762,084	21,543	187,596,444	33.45
2	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国株式FD	6,762	17,313	117,070,506	18,275	123,575,550	22.03
3	日本	投資信託受益証券	GIMエマージング株式フォーカスFB（適格機関投資家専用）	6,119	19,239	117,723,441	20,153	123,316,207	21.99
4	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	ジュピターグローバル新興国株アンコンストレインド型（為替ヘッジなし）	14,374	8,080	116,141,920	8,388	120,569,112	21.50

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.98
合 計	98.98

## 【投資不動産物件】

ノムラ新興国株ファンズ Aコース（野村SMA向け）

該当事項はありません。

ノムラ新興国株ファンズ Bコース（野村SMA向け）

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

ノムラ新興国株ファンズ Aコース（野村SMA向け）

該当事項はありません。

ノムラ新興国株ファンズ Bコース（野村SMA向け）

該当事項はありません。

## ( 3 ) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

ノムラ新興国株ファンズ Aコース（野村SMA向け）

2019年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第3計算期間 (2010年 6月15日)	133	133	0.7554	0.7554

第4計算期間	(2011年 6月15日)	188	188	0.9134	0.9134
第5計算期間	(2012年 6月15日)	143	143	0.7991	0.7991
第6計算期間	(2013年 6月17日)	206	206	0.8678	0.8678
第7計算期間	(2014年 6月16日)	258	258	0.9611	0.9611
第8計算期間	(2015年 6月15日)	199	199	0.9099	0.9099
第9計算期間	(2016年 6月15日)	220	220	0.7945	0.7945
第10計算期間	(2017年 6月15日)	290	290	0.9799	0.9799
第11計算期間	(2018年 6月15日)	239	239	1.0622	1.0627
第12計算期間	(2019年 6月17日)	211	211	0.9454	0.9454
	2018年 7月末日	228		1.0338	
	8月末日	220		0.9975	
	9月末日	215		0.9778	
	10月末日	193		0.8782	
	11月末日	204		0.9269	
	12月末日	194		0.8810	
	2019年 1月末日	209		0.9517	
	2月末日	217		0.9795	
	3月末日	213		0.9629	
	4月末日	218		0.9868	
	5月末日	203		0.9175	
	6月末日	217		0.9718	
	7月末日	212		0.9745	

## ノムラ新興国株ファンズ Bコース（野村SMA向け）

2019年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)

第3計算期間 (2010年 6月15日)	470	470	0.6305	0.6305
第4計算期間 (2011年 6月15日)	696	696	0.6811	0.6811
第5計算期間 (2012年 6月15日)	471	471	0.5785	0.5785
第6計算期間 (2013年 6月17日)	1,011	1,011	0.7435	0.7435
第7計算期間 (2014年 6月16日)	851	851	0.8776	0.8776
第8計算期間 (2015年 6月15日)	805	805	0.9954	0.9954
第9計算期間 (2016年 6月15日)	487	487	0.7556	0.7556
第10計算期間 (2017年 6月15日)	609	609	0.9956	0.9956
第11計算期間 (2018年 6月15日)	667	667	1.1055	1.1060
第12計算期間 (2019年 6月17日)	545	545	0.9929	0.9929
2018年 7月末日	656		1.0872	
8月末日	634		1.0519	
9月末日	629		1.0440	
10月末日	564		0.9387	
11月末日	601		1.0018	
12月末日	554		0.9346	
2019年 1月末日	593		1.0009	
2月末日	589		1.0417	
3月末日	577		1.0230	
4月末日	586		1.0657	
5月末日	533		0.9709	
6月末日	559		1.0187	
7月末日	560		1.0334	

## 【分配の推移】

ノムラ新興国株ファンズ Aコース（野村SMA向け）

	計算期間	1口当たりの分配金
第3計算期間	2009年 6月16日～2010年 6月15日	0.0000円
第4計算期間	2010年 6月16日～2011年 6月15日	0.0000円
第5計算期間	2011年 6月16日～2012年 6月15日	0.0000円
第6計算期間	2012年 6月16日～2013年 6月17日	0.0000円
第7計算期間	2013年 6月18日～2014年 6月16日	0.0000円
第8計算期間	2014年 6月17日～2015年 6月15日	0.0000円
第9計算期間	2015年 6月16日～2016年 6月15日	0.0000円
第10計算期間	2016年 6月16日～2017年 6月15日	0.0000円
第11計算期間	2017年 6月16日～2018年 6月15日	0.0005円
第12計算期間	2018年 6月16日～2019年 6月17日	0.0000円

#### ノムラ新興国株ファンズ Bコース（野村SMA向け）

	計算期間	1口当たりの分配金
第3計算期間	2009年 6月16日～2010年 6月15日	0.0000円
第4計算期間	2010年 6月16日～2011年 6月15日	0.0000円
第5計算期間	2011年 6月16日～2012年 6月15日	0.0000円
第6計算期間	2012年 6月16日～2013年 6月17日	0.0000円
第7計算期間	2013年 6月18日～2014年 6月16日	0.0000円
第8計算期間	2014年 6月17日～2015年 6月15日	0.0000円
第9計算期間	2015年 6月16日～2016年 6月15日	0.0000円
第10計算期間	2016年 6月16日～2017年 6月15日	0.0000円
第11計算期間	2017年 6月16日～2018年 6月15日	0.0005円
第12計算期間	2018年 6月16日～2019年 6月17日	0.0000円

#### 【收益率の推移】

### ノムラ新興国株ファンズ Aコース（野村SMA向け）

	計算期間	收益率
第3計算期間	2009年 6月16日～2010年 6月15日	19.4%
第4計算期間	2010年 6月16日～2011年 6月15日	20.9%
第5計算期間	2011年 6月16日～2012年 6月15日	12.5%
第6計算期間	2012年 6月16日～2013年 6月17日	8.6%
第7計算期間	2013年 6月18日～2014年 6月16日	10.8%
第8計算期間	2014年 6月17日～2015年 6月15日	5.3%
第9計算期間	2015年 6月16日～2016年 6月15日	12.7%
第10計算期間	2016年 6月16日～2017年 6月15日	23.3%
第11計算期間	2017年 6月16日～2018年 6月15日	8.4%
第12計算期間	2018年 6月16日～2019年 6月17日	11.0%

各計算期間の收益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

### ノムラ新興国株ファンズ Bコース（野村SMA向け）

	計算期間	收益率
第3計算期間	2009年 6月16日～2010年 6月15日	10.8%
第4計算期間	2010年 6月16日～2011年 6月15日	8.0%
第5計算期間	2011年 6月16日～2012年 6月15日	15.1%
第6計算期間	2012年 6月16日～2013年 6月17日	28.5%
第7計算期間	2013年 6月18日～2014年 6月16日	18.0%
第8計算期間	2014年 6月17日～2015年 6月15日	13.4%
第9計算期間	2015年 6月16日～2016年 6月15日	24.1%

第10計算期間	2016年 6月16日～2017年 6月15日	31.8%
第11計算期間	2017年 6月16日～2018年 6月15日	11.1%
第12計算期間	2018年 6月16日～2019年 6月17日	10.2%

各計算期間の收益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### （4）【設定及び解約の実績】

##### ノムラ新興国株ファンズ Aコース（野村SMA向け）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3計算期間	2009年 6月16日～2010年 6月15日	98,886,841	64,338,086	177,064,085
第4計算期間	2010年 6月16日～2011年 6月15日	143,729,781	114,203,291	206,590,575
第5計算期間	2011年 6月16日～2012年 6月15日	135,215,008	161,620,482	180,185,101
第6計算期間	2012年 6月16日～2013年 6月17日	136,318,760	78,904,388	237,599,473
第7計算期間	2013年 6月18日～2014年 6月16日	93,579,392	62,704,983	268,473,882
第8計算期間	2014年 6月17日～2015年 6月15日	53,912,955	102,933,640	219,453,197
第9計算期間	2015年 6月16日～2016年 6月15日	99,206,831	41,468,713	277,191,315
第10計算期間	2016年 6月16日～2017年 6月15日	81,962,373	62,348,054	296,805,634
第11計算期間	2017年 6月16日～2018年 6月15日	25,661,455	97,208,372	225,258,717
第12計算期間	2018年 6月16日～2019年 6月17日	4,554,616	5,606,182	224,207,151

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

##### ノムラ新興国株ファンズ Bコース（野村SMA向け）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3計算期間	2009年 6月16日～2010年 6月15日	291,783,692	243,465,706	745,556,514

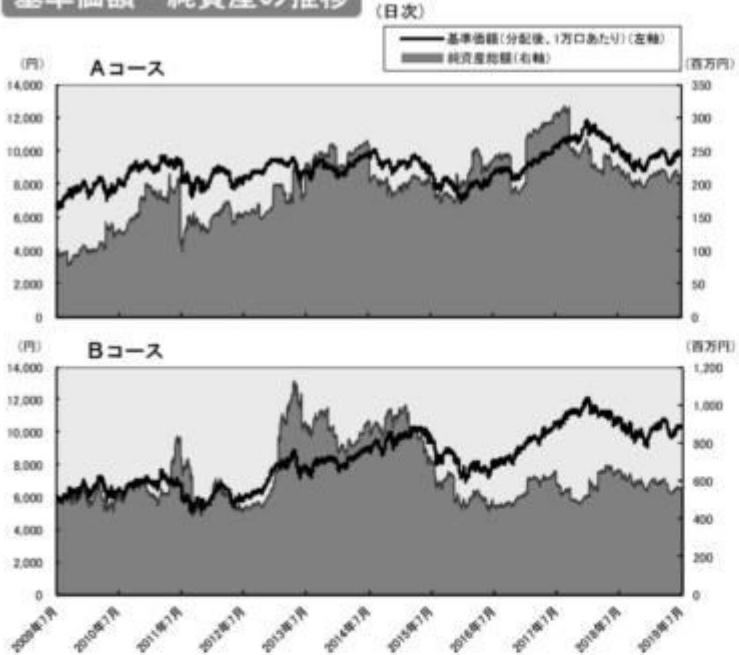
第4計算期間	2010年 6月16日 ~ 2011年 6月15日	449,444,957	172,581,690	1,022,419,781
第5計算期間	2011年 6月16日 ~ 2012年 6月15日	541,502,897	748,348,492	815,574,186
第6計算期間	2012年 6月16日 ~ 2013年 6月17日	699,996,246	155,233,628	1,360,336,804
第7計算期間	2013年 6月18日 ~ 2014年 6月16日	92,323,323	482,849,183	969,810,944
第8計算期間	2014年 6月17日 ~ 2015年 6月15日	180,941,179	341,420,018	809,332,105
第9計算期間	2015年 6月16日 ~ 2016年 6月15日	121,098,987	285,079,524	645,351,568
第10計算期間	2016年 6月16日 ~ 2017年 6月15日	84,279,980	117,006,690	612,624,858
第11計算期間	2017年 6月16日 ~ 2018年 6月15日	197,286,598	206,117,729	603,793,727
第12計算期間	2018年 6月16日 ~ 2019年 6月17日	1,489,616	56,081,312	549,202,031

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### 参考情報

## 運用実績 (2019年7月31日現在)

### 基準価額・純資産の推移



### 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

#### Aコース

2019年6月	0 円
2018年6月	5 円
2017年6月	0 円
2016年6月	0 円
2015年6月	0 円
設定来累計	5 円

#### Bコース

2019年6月	0 円
2018年6月	5 円
2017年6月	0 円
2016年6月	0 円
2015年6月	0 円
設定来累計	5 円

### 主要な資産の状況

#### 銘柄別投資比率

##### Aコース

順位	銘柄 (「適格機関投資家専用」を省略しております (2,3位を除く。))	投資比率 (%)
1	ノムラーアカディアン新興国株ファンドF	33.0
2	ジュピターグローバル新興国株アンコンストレインド型 (為替ヘッジあり)	22.0
3	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ－新興国株式 FC	21.9
4	GEMエマージング株式フォーカスF	21.8

##### Bコース

順位	銘柄 (「適格機関投資家専用」を省略しております (2,4位を除く。))	投資比率 (%)
1	ノムラーアカディアン新興国株ファンドFB	33.5
2	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ－新興国株式 FD	22.0
3	GEMエマージング株式フォーカスFB	22.0
4	ジュピターグローバル新興国株アンコンストレインド型 (為替ヘッジなし)	21.5

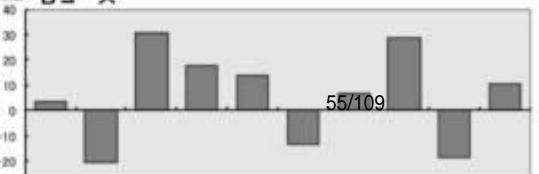
### 年間収益率の推移

(暦年ベース)

#### Aコース



#### Bコース



55/109

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受け付けについては、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1円以上1円単位（当初元本1口=1円）とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、原則として取得の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。また、投資対象国の株式市場等の流動性等を勘案し、取得申込みの受け付けを制限する場合があります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該

取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

## 2 【換金（解約）手続等】

受益者は、委託者に1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手續が完了したものが当日のお申込み分となります。

換金価額は、一部解約申込日の翌々営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約は行なえません。またこの他に、

別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付けを行いません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 3 【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を

除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

## (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

無期限とします(2007年10月30日設定)。

## (4)【計算期間】

原則として、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。

また、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## ( 5 ) 【その他】

### (a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部を解約することにより各ファンドにつき受益権の口数が50億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

### (b) 信託期間の終了

- ( ) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ( ) 上記( )の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ( ) 上記( )の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ( ) 上記( )から( )までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記( )から( )までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困

難な場合には適用しません。

- ( )委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ( )委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等( )」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c)運用報告書

ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更等

- ( )委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ( )委託者は、上記( )の事項（上記( )の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ( )上記( )の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ( )上記( )の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

- ( )書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ( )上記( )から( )までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ( )上記( )から( )の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることのできない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)受託者の辞任および解任に伴う取扱い

( )受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

( )委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g)反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われるこことなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

(i)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者的一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、7営業日目から受益者にお支払いします。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したときは、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

### 第3【ファンドの経理状況】

ノムラ新興国株ファンズ Aコース（野村SMA向け）  
ノムラ新興国株ファンズ Bコース（野村SMA向け）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間(2018年6月16日から2019年6月17日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

### 1【財務諸表】

【ノムラ新興国株ファンズ Aコース（野村SMA向け）】

( 1 ) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (2018年 6月15日現在)	第12期 (2019年 6月17日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	2,900,340	2,693,625
投資信託受益証券	236,340,958	209,904,325
未収入金	861,350	-
流動資産合計	240,102,648	212,597,950
<b>資産合計</b>	<b>240,102,648</b>	<b>212,597,950</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払収益分配金	112,629	-
未払受託者報酬	38,509	34,021
未払委託者報酬	667,435	589,633
未払利息	5	4
その他未払費用	3,790	3,345
流動負債合計	822,368	627,003
<b>負債合計</b>	<b>822,368</b>	<b>627,003</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	225,258,717	224,207,151
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（）	14,021,563	12,236,204
（分配準備積立金）	37,449,958	36,547,423
元本等合計	239,280,280	211,970,947
<b>純資産合計</b>	<b>239,280,280</b>	<b>211,970,947</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>240,102,648</b>	<b>212,597,950</b>

( 2 ) 【損益及び剩余金計算書】

( 単位 : 円 )

	第11期 自 2017年 6月16日 至 2018年 6月15日	第12期 自 2018年 6月16日 至 2019年 6月17日
<b>営業収益</b>		
<b>有価証券売買等損益</b>	28,778,175	24,612,861
<b>営業収益合計</b>	<u>28,778,175</u>	<u>24,612,861</u>
<b>営業費用</b>		
<b>支払利息</b>	1,763	1,302
<b>受託者報酬</b>	85,118	69,045
<b>委託者報酬</b>	1,475,104	1,196,518
<b>その他費用</b>	8,383	6,783
<b>営業費用合計</b>	<u>1,570,368</u>	<u>1,273,648</u>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>	<b>27,207,807</b>	<b>25,886,509</b>
<b>経常利益又は経常損失（ ）</b>	<b>27,207,807</b>	<b>25,886,509</b>
<b>当期純利益又は当期純損失（ ）</b>	<b>27,207,807</b>	<b>25,886,509</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	11,116,376	153,255
<b>期首剩余金又は期首次損金（ ）</b>	<b>5,951,316</b>	<b>14,021,563</b>
<b>剩余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>3,994,077</b>	<b>-</b>
<b>当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>2,158,379</b>	<b>-</b>
<b>当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>1,835,698</b>	<b>-</b>
<b>剩余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>-</b>	<b>524,513</b>
<b>当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>-</b>	<b>319,913</b>
<b>当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>-</b>	<b>204,600</b>
<b>分配金</b>	<b>112,629</b>	<b>-</b>
<b>期末剩余金又は期末欠損金（ ）</b>	<b>14,021,563</b>	<b>12,236,204</b>

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券  原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益  約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2018年 6月16日から2019年 6月17日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第11期 2018年 6月15日現在		第12期 2019年 6月17日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	225,258,717口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	224,207,151口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0622円 (10,622円)	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	12,236,204円 0.9454円 (9,454円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期 自 2017年 6月16日 至 2018年 6月15日		第12期 自 2018年 6月16日 至 2019年 6月17日	
1. 分配金の計算過程		1. 分配金の計算過程	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A	費用控除後の配当等収益額	A
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C	収益調整金額	C
分配準備積立金額	D	分配準備積立金額	D
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D
当ファンドの期末残存口数	F	当ファンドの期末残存口数	F

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	3,212円
10,000口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	112,629円

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	3,208円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	0円

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

第11期 自 2017年 6月16日 至 2018年 6月15日	第12期 自 2018年 6月16日 至 2019年 6月17日
1. 金融商品に対する取組方針  当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針  同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク  当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。  当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。  これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク  同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制  委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。  市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。  信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。  流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制  同左

## (2)金融商品の時価等に関する事項

第11期 2018年 6月15日現在	第12期 2019年 6月17日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額  貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額  同左

2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載してあります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてあります。	2. 時価の算定方法 同左
--	------------------

(関連当事者との取引に関する注記)

第11期 自 2017年 6月16日 至 2018年 6月15日	第12期 自 2018年 6月16日 至 2019年 6月17日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

#### 1 元本の移動

第11期 自 2017年 6月16日 至 2018年 6月15日	第12期 自 2018年 6月16日 至 2019年 6月17日
期首元本額 296,805,634円	期首元本額 225,258,717円
期中追加設定元本額 25,661,455円	期中追加設定元本額 4,554,616円
期中一部解約元本額 97,208,372円	期中一部解約元本額 5,606,182円

#### 2 有価証券関係

##### 売買目的有価証券

種類	第11期 自 2017年 6月16日 至 2018年 6月15日	第12期 自 2018年 6月16日 至 2019年 6月17日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	13,416,685	24,143,277
合計	13,416,685	24,143,277

#### 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

#### (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2019年6月17日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2019年6月17日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	GIMエマージング株式フォーカスF (適格機関投資家専用)	2,740	48,454,160	
		ノムラ・アカディアン新興国株ファンドF (適格機関投資家専用)	4,182	70,583,796	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国株式FC	4,061	45,499,444	
		ジュピターグローバル新興国株アンコンストレインド型(為替ヘッジあり)	5,911	45,366,925	
		銘柄数:4 組入時価比率:99.0%	16,894	209,904,325 100.0%	
合計				209,904,325	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ノムラ新興国株ファンズ Bコース（野村SMA向け）】

( 1 ) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (2018年 6月15日現在)	第12期 (2019年 6月17日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	7,553,099	7,042,985
投資信託受益証券	661,998,380	539,983,418
<b>流動資産合計</b>	<b>669,551,479</b>	<b>547,026,403</b>
<b>資産合計</b>	<b>669,551,479</b>	<b>547,026,403</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払収益分配金	301,896	-
未払受託者報酬	95,322	93,268
未払委託者報酬	1,652,238	1,616,622
未払利息	14	12
その他未払費用	9,474	9,264
<b>流動負債合計</b>	<b>2,058,944</b>	<b>1,719,166</b>
<b>負債合計</b>	<b>2,058,944</b>	<b>1,719,166</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	603,793,727	549,202,031
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	63,698,808	3,894,794
(分配準備積立金)	120,435,434	109,544,598
<b>元本等合計</b>	<b>667,492,535</b>	<b>545,307,237</b>
<b>純資産合計</b>	<b>667,492,535</b>	<b>545,307,237</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>669,551,479</b>	<b>547,026,403</b>

## (2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第11期 自 2017年 6月16日 至 2018年 6月15日	第12期 自 2018年 6月16日 至 2019年 6月17日
<b>営業収益</b>		
<b>有価証券売買等損益</b>	<b>59,065,079</b>	<b>62,469,743</b>
<b>営業収益合計</b>	<b>59,065,079</b>	<b>62,469,743</b>
<b>営業費用</b>		
<b>支払利息</b>	<b>6,423</b>	<b>4,176</b>
<b>受託者報酬</b>	<b>185,016</b>	<b>194,482</b>
<b>委託者報酬</b>	<b>3,206,970</b>	<b>3,370,966</b>
<b>その他費用</b>	<b>18,385</b>	<b>19,331</b>
<b>営業費用合計</b>	<b>3,416,794</b>	<b>3,588,955</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>55,648,285</b>	<b>66,058,698</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>55,648,285</b>	<b>66,058,698</b>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>55,648,285</b>	<b>66,058,698</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	17,669,845	4,097,604
期首剩余金又は期首次損金( )	2,695,460	63,698,808
剩余金増加額又は欠損金減少額	28,717,724	-
<b>当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>722,700</b>	<b>-</b>
<b>当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>27,995,024</b>	<b>-</b>
剩余金減少額又は欠損金増加額	-	5,632,508
<b>当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>-</b>	<b>5,632,366</b>
<b>当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>-</b>	<b>142</b>
<b>分配金</b>	<b>301,896</b>	<b>-</b>
<b>期末剩余金又は期末欠損金( )</b>	<b>63,698,808</b>	<b>3,894,794</b>

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2018年 6月16日から2019年 6月17日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第11期 2018年 6月15日現在	第12期 2019年 6月17日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 603,793,727口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 549,202,031口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1055円 (10,000口当たり純資産額) (11,055円)	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 3,894,794円 3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9929円 (10,000口当たり純資産額) (9,929円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期 自 2017年 6月16日 至 2018年 6月15日	第12期 自 2018年 6月16日 至 2019年 6月17日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程
項目	項目
費用控除後の配当等収益額 A 0円	費用控除後の配当等収益額 A 0円
費用控除後・繰越欠損金補填 B 37,982,533円	費用控除後・繰越欠損金補填 B 0円
後の有価証券売買等損益額 C 98,528,149円	後の有価証券売買等損益額 C 89,893,860円
収益調整金額 D 82,754,797円	分配準備積立金額 D 109,544,598円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 219,265,479円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 199,438,458円
当ファンドの期末残存口数 F 603,793,727口	当ファンドの期末残存口数 F 549,202,031口

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	3,631円
10,000口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	301,896円

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	3,631円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	0円

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

第11期 自 2017年 6月16日 至 2018年 6月15日	第12期 自 2018年 6月16日 至 2019年 6月17日
1. 金融商品に対する取組方針  当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針  同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク  当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。  当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。  これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク  同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制  委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。  市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。  信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。  流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制  同左

## (2)金融商品の時価等に関する事項

第11期 2018年 6月15日現在	第12期 2019年 6月17日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額  貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額  同左

2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載してあります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてあります。	2. 時価の算定方法 同左
--	------------------

(関連当事者との取引に関する注記)

第11期 自 2017年 6月16日 至 2018年 6月15日	第12期 自 2018年 6月16日 至 2019年 6月17日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

#### 1 元本の移動

第11期 自 2017年 6月16日 至 2018年 6月15日	第12期 自 2018年 6月16日 至 2019年 6月17日
期首元本額 612,624,858円	期首元本額 603,793,727円
期中追加設定元本額 197,286,598円	期中追加設定元本額 1,489,616円
期中一部解約元本額 206,117,729円	期中一部解約元本額 56,081,312円

#### 2 有価証券関係

##### 売買目的有価証券

種類	第11期 自 2017年 6月16日 至 2018年 6月15日	第12期 自 2018年 6月16日 至 2019年 6月17日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	32,697,572	57,080,508
合計	32,697,572	57,080,508

#### 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

#### (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2019年6月17日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2019年6月17日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	GIMエマージング株式フォーカスFB (適格機関投資家専用)	6,374	122,629,386	
		ノムラ・アカディアン新興国株ファンドFB (適格機関投資家専用)	8,822	184,141,606	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国株式FD	6,762	117,070,506	
		ジュピターグローバル新興国株アンコンストレインド型 (為替ヘッジなし)	14,374	116,141,920	
		銘柄数: 4 組入時価比率 : 99.0%	36,332	539,983,418 100.0%	
合計				539,983,418	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

ノムラ新興国株ファンズ Aコース（野村SMA向け）

2019年7月31日現在

資産総額	212,579,115円
負債総額	154,699円
純資産総額（ - ）	212,424,416円
発行済口数	217,984,984口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9745円

ノムラ新興国株ファンズ Bコース（野村SMA向け）

2019年7月31日現在

資産総額	561,164,537円
負債総額	401,782円
純資産総額（ - ）	560,762,755円
発行済口数	542,659,196口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0334円

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたが

い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### (5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

2019年7月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2)会社の機構

###### (a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けてあります。各機関の権限は以下のとおりです。

###### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

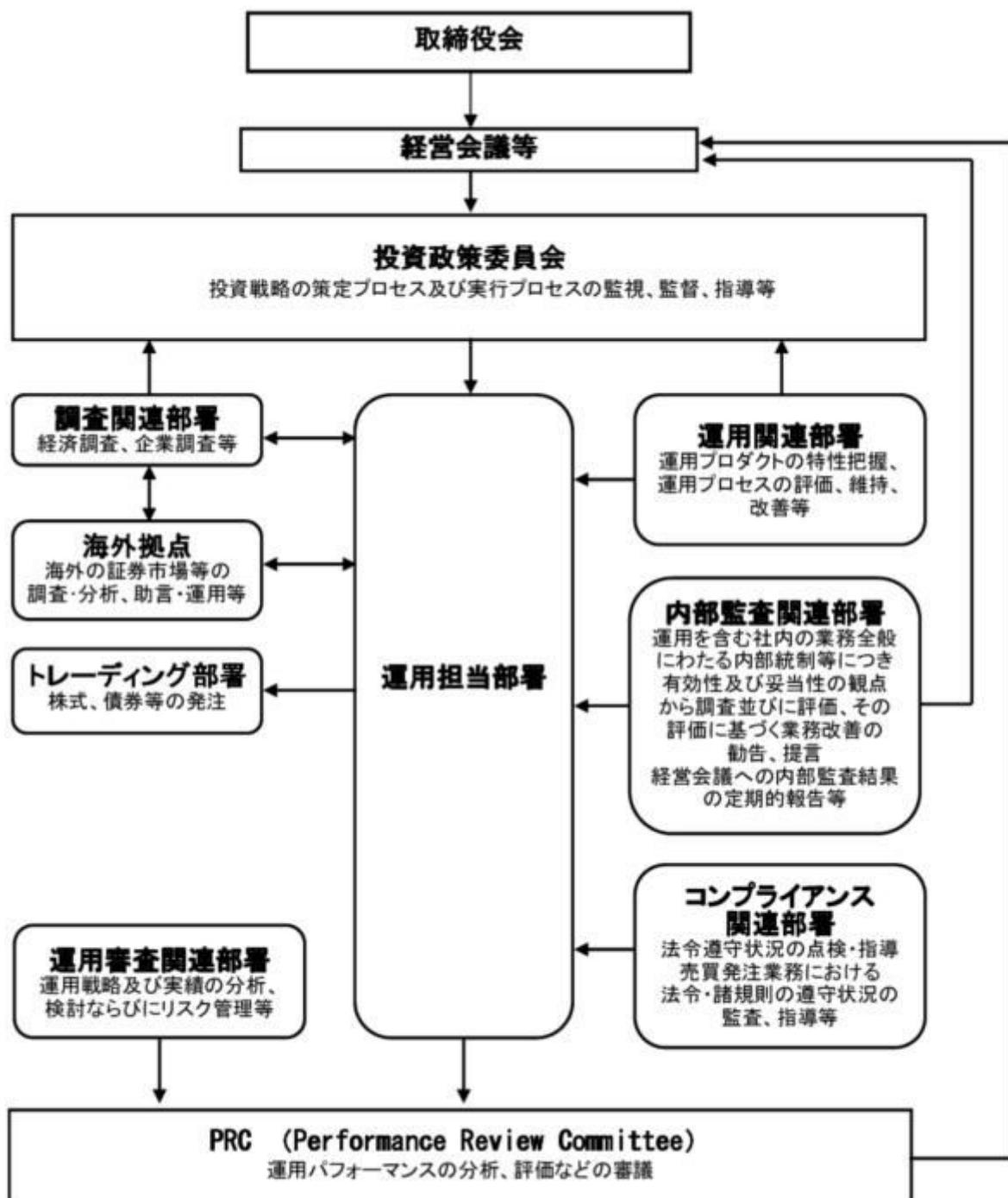
###### 代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

###### 監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

## (b)投資信託の運用体制



## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2019年6月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	1,025	28,005,123
単位型株式投資信託	178	1,004,188
追加型公社債投資信託	14	5,223,933
単位型公社債投資信託	426	1,725,132
合計	1,643	35,958,375

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。  
なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

#### (1) 【貸借対照表】

区分	注記番号	前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金		919		1,562	
金銭の信託		47,936		45,493	
有価証券		22,600		19,900	
前払金		0		-	
前払費用		26		27	
未収入金		464		500	
未収委託者報酬		24,059		25,246	
未収運用受託報酬		6,764		5,933	
その他		181		269	
貸倒引当金		15		15	
流動資産計		102,937		98,917	
固定資産					
有形固定資産			874		714
建物	2	348		320	
器具備品	2	525		393	
無形固定資産		7,157		6,438	

ソフトウェア		7,156	6,437	
その他		0	0	
投資その他の資産		13,825		18,608
投資有価証券		1,184	1,562	
関係会社株式		9,033	12,631	
従業員長期貸付金		36	-	
長期差入保証金		54	235	
長期前払費用		36	22	
前払年金費用		2,350	2,001	
繰延税金資産		3,074	2,694	
その他		168	168	
貸倒引当金		0	-	
投資損失引当金		-	707	
固定資産計		23,969		25,761
資産合計		126,906		124,679

区分	注記 番号	前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)
		金額(百万円)		金額(百万円)
(負債の部)				
流動負債				
預り金		133		145
未払金	1	17,853		16,709
未払収益分配金		1	0	
未払償還金		31	25	
未払手数料		7,884	7,724	
関係会社未払金		7,930	7,422	
その他未払金		2,005	1,535	
未払費用	1	12,441		11,704
未払法人税等		2,241		1,560
前受収益		33		29
賞与引当金		4,626		3,792
流動負債計		37,329		33,942
固定負債				
退職給付引当金		2,938		3,219
時効後支払損引当金		548		558
固定負債計		3,486		3,777
負債合計		40,816		37,720
(純資産の部)				
株主資本		86,078		86,924
資本金		17,180		17,180
資本剰余金		13,729		13,729
資本準備金		11,729	11,729	
その他資本剰余金		2,000	2,000	
利益剰余金		55,168		56,014
利益準備金		685	685	
その他利益剰余金		54,483	55,329	
別途積立金		24,606	24,606	
繰越利益剰余金		29,876	30,723	
評価・換算差額等		11		33

その他有価証券評価差額金		11		33
純資産合計		86,090		86,958
負債・純資産合計		126,906		124,679

## (2)【損益計算書】

区分	注記番号	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		115,907	119,196
運用受託報酬		26,200	21,440
その他営業収益		338	355
営業収益計		142,447	140,992
営業費用			
支払手数料		45,252	42,675
広告宣伝費		1,079	1,210
公告費		0	0
調査費		30,516	30,082
調査費		5,830	5,998
委託調査費		24,685	24,083
委託計算費		1,376	1,311
営業雑経費		5,464	5,435
通信費		125	92
印刷費		966	970
協会費		79	86
諸経費		4,293	4,286
営業費用計		83,689	80,715
一般管理費			
給料		11,716	11,113
役員報酬		425	379
給料・手当		6,856	7,067
賞与		4,433	3,666
交際費		132	107
旅費交通費		482	514
租税公課		1,107	1,048
不動産賃借料		1,221	1,223
退職給付費用		1,110	1,474
固定資産減価償却費		2,706	2,835
諸経費		9,131	10,115
一般管理費計		27,609	28,433
営業利益		31,148	31,843

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
--	--	--	--

区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	4,031		6,538	
受取利息		4		0	
その他		362		424	
営業外収益計			4,398		6,964
営業外費用					
支払利息		2		1	
金銭の信託運用損		312		489	
時効後支払損引当金繰入額		13		43	
為替差損		46		34	
その他		31		17	
営業外費用計			405		585
経常利益			35,141		38,222
特別利益					
投資有価証券等売却益	3	20		20	
関係会社清算益		-		29	
株式報酬受入益		75		85	
特別利益計			95		135
特別損失					
投資有価証券等評価損		2		938	
関係会社株式評価損		-		161	
固定資産除却損	2	58		310	
投資損失引当金繰入額		-		707	
特別損失計			60		2,118
税引前当期純利益			35,176		36,239
法人税、住民税及び事業税			10,775		10,196
法人税等調整額			439		370
当期純利益			24,840		25,672

## (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									株主資本合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						
		資本準備金	その他資本剰余金	資本合計	利益準備金	その他利益剰余金	積立金	繰り越利益	合計		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837		
当期変動額											
剩余金の配当							25,598	25,598	25,598		
当期純利益							24,840	24,840	24,840		

株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	758	758	758
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剩余金の配当			25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	29	29	29
当期変動額合計	29	29	788
当期末残高	11	11	86,090

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本								株主 資本 合計	
	資本 準備金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本 剰余金	その他 資本 剰余金	資本 合計	利益 準備金	別途 積立金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078	
当期変動額										
剩余金の配当							24,826	24,826	24,826	
当期純利益							25,672	25,672	25,672	
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	846	846	846	
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924	

(単位：百万円)

評価・換算差額等

	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目			
の当期変動額（純額）	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

## [重要な会計方針]

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法  (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 移動平均法による原価法								
2 . 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
3 . 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
4 . 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。  (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。								

	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法</p> <p>確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。</p> <p>退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p>
5. 消費税等の会計処理方法	<p>(4) 時効後支払損引当金</p> <p>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6. 連結納税制度の適用	<p>(5) 投資損失引当金</p> <p>子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。</p> <p>連結納税制度を適用しております。</p>

### [ 未適用の会計基準等 ]

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

#### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

#### (2) 適用予定期

2022年3月期の期首より適用予定期であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

### [ 表示方法の変更に関する注記 ]

- (「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)
- 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期

首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,111百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,074百万円に含めて表示しております。

#### [注記事項]

##### 貸借対照表関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,781百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 708百万円 器具備品 3,491 合計 4,200	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 736百万円 器具備品 3,106 合計 3,842

##### 損益計算書関係

前事業年度 (自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,026百万円 支払利息 2	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1
2. 固定資産除却損 建物 4百万円 器具備品 0 ソフ　ト　ウ　エ 53 合計 58	2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 3 ソフ　ト　ウ　エ 307 合計 310

3. 関係会社清算益  
関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。

##### 株主資本等変動計算書関係

##### 前事業年度(自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日)

##### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

##### 2. 剰余金の配当に関する事項

( 1 ) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	4,970円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

( 2 ) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

当事業年度(自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

( 1 ) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

( 2 ) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

金融商品関係

前事業年度（自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っています。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っています。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	919	919	-
(2)金銭の信託	47,936	47,936	-
(3)未収委託者報酬	24,059	24,059	-
(4)未収運用受託報酬	6,764	6,764	-
(5)有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	-

その他有価証券	22,600	22,600	-
資産計	102,279	102,279	-
(6)未払金	17,853	17,853	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	7,884	7,884	-
関係会社未払金	7,930	7,930	-
その他未払金	2,005	2,005	-
(7)未払費用	12,441	12,441	-
(8)未払法人税等	2,241	2,241	-
負債計	32,536	32,536	-

#### 注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

##### (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (5) 有価証券及び投資有価証券

###### その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

##### (6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,184百万円、関係会社株式9,033百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	919	-	-	-
金銭の信託	47,936	-	-	-
未収委託者報酬	24,059	-	-	-
未収運用受託報酬	6,764	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	22,600	-	-	-
合計	102,279	-	-	-

当事業年度（自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約

に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

### 注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されています。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

#### (5) 有価証券及び投資有価証券

##### その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

#### (6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

#### 有価証券関係

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

##### 1. 売買目的有価証券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

##### 2. 満期保有目的の債券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2018年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2018年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			

譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

## 5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

## 退職給付関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21,398
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	518
年金資産の期末残高	17,373
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,163百万円
年金資産	17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	40
<b>確定給付制度に係る退職給付費用</b>	<b>887</b>

## (5) 年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
<b>合計</b>	<b>100%</b>

## 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用收益率	2.5%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

## 当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
<b>退職給付債務の期末残高</b>	<b>23,551</b>

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	579
<b>年金資産の期末残高</b>	<b>17,469</b>

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	17,469
	2,712
<u>非積立型制度の退職給付債務</u>	<u>3,369</u>
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	5,084
未認識過去勤務費用	220
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,218</u>
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	2,001
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,218</u>

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	38
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>1,255</u>

## (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
<u>合計</u>	<u>100%</u>

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.4%
長期期待運用收益率	2.5%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

## 税効果会計関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の中訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,434	賞与引当金	1,175
退職給付引当金	910	退職給付引当金	998
投資有価証券評価減	417	投資有価証券評価減	708
未払事業税	409	未払事業税	288
投資損失引当金	-	投資損失引当金	219
ゴルフ会員権評価減	207	ゴルフ会員権評価減	192
時効後支払損引当金	169	時効後支払損引当金	172
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
子会社株式売却損	148	子会社株式売却損	148
未払社会保険料	107	未払社会保険料	82
その他	566	その他	466
繰延税金資産小計	4,543	繰延税金資産小計	4,625
評価性引当額	735	評価性引当額	1,295
繰延税金資産合計	3,808	繰延税金資産合計	3,329
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5	その他有価証券評価差額金	15
前払年金費用	728	前払年金費用	620
繰延税金負債合計	733	繰延税金負債合計	635
繰延税金資産の純額	3,074	繰延税金資産の純額	2,694
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.6%
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.6%
外国税額控除	0.2%	外国税額控除	0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%
その他	0.4%	その他	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

## セグメント情報等

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

##### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

#### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

##### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

##### (2) 地域ごとの情報

###### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

###### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 関連当事者情報

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

#### 1. 関連当事者との取引

##### (ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492(百万円)	持株会社	(被所有)直接100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	2	未払費用	-

(イ) 子会社等  
該当はありません。

## (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	37,482	未払手数料	6,691

## (工) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(\*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス株(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492(百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1) 資金の返済 借入金利息の支払	3,000 3,000 1	短期借入金 未払費用	-

## (イ) 子会社等

該当はありません。

## (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	34,646	未払手数料	6,410

## (工) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(\*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス株(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

## 1 株当たり情報

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1 株当たり純資産額	16,714円33銭	1 株当たり純資産額	16,882円89銭
1 株当たり当期純利益	4,822円68銭	1 株当たり当期純利益	4,984円30銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 普通株式に係る当期純利益 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数	24,840百万円 24,840百万円 5,150,693株	1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 普通株式に係る当期純利益 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数	25,672百万円 25,672百万円 5,150,693株

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

##### (1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

##### (1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

\* 2019年6月末現在

##### (2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
-------	-----------------------	----------

野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
----------	-----------	---------------------------------

\* 2019年6月末現在

## 2 【関係業務の概要】

### (1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

### (2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

## 3 【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

### (1)受託者

該当事項はありません。

### (2)販売会社

該当事項はありません。

## 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2018年 9月11日	有価証券届出書
2018年 9月11日	有価証券報告書
2019年 3月 7日	有価証券届出書の訂正届出書
2019年 3月 7日	半期報告書

## 独立監査人の監査報告書

2019年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井雄一郎  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津村健二郎  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2019年8月9日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

亀井純子

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ新興国株ファンズ Aコース（野村SMA向け）の2018年6月16日から2019年6月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ新興国株ファンズ Aコース（野村SMA向け）の2019年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2019年8月9日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

亀井純子

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ新興国株ファンズ Bコース（野村SMA向け）の2018年6月16日から2019年6月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ新興国株ファンズ Bコース（野村SMA向け）の2019年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。